

特別養護老人ホーム関生園 利用料金表

令和6年8月1日より

	単価	日常生活 継続 支援 加算 Ⅱ	看護 体制 加算 Ⅰ・ Ⅱイ	夜勤 職員 配置 加算 Ⅳ	栄養 マネ ジ メント 強化 加算	負 担 段 階	居住費	食 費	合計 金額 (1割 負担)	合計 金額 (2割 負担)	合計 金額 (3割 負担)	合計 金額 (31日) (1割負担)	合計 金額 (31日) (2割負担)	合計 金額 (31日) (3割負担)
要介護1	670	46	19	33	11	第1段階	880	300	1,959	2,738	3,517	64,296		
						第2段階	880	390	2,049	2,828	3,607	67,086		
						第3段階①	1,370	650	2,799	3,578	4,357	90,336		
						第3段階②	1,370	1,360	3,509	4,288	5,067	112,346		
						第4段階	2,066	1,445	4,290	5,069	5,848	136,557	164,273	191,989
要介護2	740	46	19	33	11	第1段階	880	300	2,029	2,878	3,727	66,769		
						第2段階	880	390	2,119	2,968	3,817	69,559		
						第3段階①	1,370	650	2,869	3,718	4,567	92,809		
						第3段階②	1,370	1,360	3,579	4,428	5,277	114,819		
						第4段階	2,066	1,445	4,360	5,209	6,058	139,030	169,219	199,408
要介護3	815	46	19	33	11	第1段階	880	300	2,104	3,028	3,952	69,420		
						第2段階	880	390	2,194	3,118	4,042	72,210		
						第3段階①	1,370	650	2,944	3,868	4,792	95,460		
						第3段階②	1,370	1,360	3,654	4,578	5,502	117,470		
						第4段階	2,066	1,445	4,435	5,359	6,283	141,681	174,521	207,361
要介護4	886	46	19	33	11	第1段階	880	300	2,175	3,170	4,165	71,929		
						第2段階	880	390	2,265	3,260	4,255	74,719		
						第3段階①	1,370	650	3,015	4,010	5,005	97,969		
						第3段階②	1,370	1,360	3,725	4,720	5,715	119,979		
						第4段階	2,066	1,445	4,506	5,501	6,496	144,190	179,539	214,888
要介護5	955	46	19	33	11	第1段階	880	300	2,244	3,308	4,372	74,368		
						第2段階	880	390	2,334	3,398	4,462	77,158		
						第3段階①	1,370	650	3,084	4,148	5,212	100,408		
						第3段階②	1,370	1,360	3,794	4,858	5,922	122,418		
						第4段階	2,066	1,445	4,575	5,639	6,703	146,629	184,417	222,205

〈負担軽減〉

- ・第1段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身1000万円以下、夫婦2000万円以下の高齢福祉年金受給者または生活保護受給者。
- ・第2段階：住民税非課税世帯で預貯金等が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方。
- ・第3段階①：住民税非課税世帯で預貯金等が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の前年合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方。
- ・第3段階②：住民税非課税世帯で預貯金等が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の前年合計所得金額+年金収入額が120万円超の方。
- ・第4段階：住民税課税世帯の方。

〈所得による負担割合〉

- ・本人が65歳以上で住民税非課税、又は住民税課税で本人の合計所得金額が160万円未満の方と64歳未満の方は1割負担となります。
- ・本人が65歳以上で住民税課税、合計所得金額が160万円以上220万円未満で年金その他合計所得金額が単身280万円以上、又は65歳以上の方が2人以上いる世帯で346万円以上は2割負担、本人の合計所得金額が220万円以上で年金その他合計所得金額が単身340万円以上または65歳以上の方が2人以上いる世帯で463万円以上の方は3割負担となります。

〈別途料金〉 ※2割～3割負担の方は下記料金に2～3倍の金額となります。

- ・初期加算：入所後30日に限って、上記料金に1日あたり30円加算されます。
- ・排せつ支援加算Ⅰ：1月につき10円が加算されます。
- ・褥瘡マネジメント加算Ⅰ：1月につき3円が加算されます。
- ・科学的介護推進体制加算Ⅱ：1月につき50円が加算されます。
- ・協力医療機関連携加算Ⅰ：1月につき100円が加算されます（令和7年度より50円/月）
- ・口腔衛生管理加算Ⅱ：1月につき110円が加算されます（該当の方のみ）。
- ・認知症専門ケア加算Ⅰ：1日につき3円が加算されます（該当の方のみ）。
- ・経口維持加算Ⅰ：1月につき400円が加算されます（該当の方のみ）。
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ：介護保険利用総単位数に14.0%を乗じた額が加算されます。
- ・外泊、入院された方は初日及び最終日を除く6日間は1日につき246円の自己負担、それ以降は居住費として2,066円となります。
- ・その他について、別途料金がかかる場合に随時説明致します。